

# 平成26年度弘前市少年相談センター運営協議会

日時：平成26年6月4日（水）午後3時～

場所：市役所2階特別会議室

出席委員 15名

会長	小田桐 忠志	副会長	立石 眞樹	委員	番沢 清隆
委員	佐々木 弘樹	委員	成田 雅康	委員	田澤 桂司
委員	田代 高之	委員	清野 秀美	委員	竹鼻 政嘉
委員	虻川 士	委員	工藤 キミエ	委員	鶴ヶ谷 和子
委員	今 幸夫	委員	佐藤 光子	委員	鶴谷 郁子

欠席委員 3名

委員	佐藤 忠浩	委員	小山内 修	委員	山形 拓二
----	-------	----	-------	----	-------

オブザーバー 指導主事 石田盛彦（学校指導課）

健康福祉部理事 花田 昇

出席事務局員 5名

所 長	後藤 千登世	次 長	村上 聡
主 幹	工藤 正子	主 事	米谷 允臣
相 談 員	杉沼 由香子		

---

## 会議次第

- 1 開会
  - 2 辞令交付
  - 3 委員紹介・職員紹介
  - 4 弘前市健康福祉部理事あいさつ
  - 5 組織会
  - 6 新会長あいさつ
  - 7 協議 ①平成26年度弘前市少年相談センターの運営方針と業務計画について  
②関係機関及び団体の平成26年度実施事業などについて  
③その他
  - 8 閉会
-

	◇	◇	◇
開 会	[午後 3 時開会] 省略		
【辞令交付】 司会（補佐）	<p>会議に先立ちまして、花田健康福祉部理事から皆様に委嘱状を交付いたします。お名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちになりお受け取りください。</p> <p>（理事より辞令交付）</p> <p>（辞令交付終了）</p>		
司会（補佐）	ただ今より、平成 26 年度弘前市少年相談センター運営協議会を開催いたします。はじめに健康福祉部理事よりあいさつがございます。		
理 事	（あいさつ）		
【職員紹介】 司会（補佐）	<p>ここで職員の紹介をいたします。</p> <p>（職員紹介）</p>		
【組織会】 司会（補佐）	<p>組織会に入る前に、今年度から弘前市少年相談センター運営協議会が弘前市附属機関に定められたことにより、規則が変更しております。</p> <p>変更箇所は、12 ページの変更前のセンター規則第 6 条から第 9 条までを削り、第 10 条を第 6 条とし、第 11 条から第 13 条までを 4 条ずつ繰り上げたことと、新たに弘前市少年相談センター運営協議会運営規則を定めたものです。</p> <p>変更後のセンター規則と運営規則については、資料の 14～16 ページをご覧ください。</p> <p>以上の事を踏まえ、会議の定足数について説明いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は 15 名でございます。</p> <p>弘前市少年相談センター運営協議会運営規則第 4 条の第 2 項の規定による定足数に達しておりますので、直ちに会議を開かせていただきます。</p> <p>協議会委員の皆様が新たに委嘱されましたので組織会を開かせていただきます。</p> <p>手順について事務局より説明いたします。</p>		

事務局 それでは、資料15ページの弘前市少年相談センター運営協議会運営規則の第3条をご覧ください。

第3条「協議会に会長及び副会長1人を置く」  
第2項として「会長及び副会長は、委員の互選による」となっております。

この規定によりまして、これから会長及び副会長の選出をお願いすることになりますが、議事の進行上、臨時の議長を選任しなければなりません。

臨時の議長の選出につきましては規定がありませんので、少年相談センター所長が臨時に議長を務めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

一同 なし

事務局 ご異議がないようですので、後藤所長が議事を進めて参ります  
所長、よろしくお願ひします。

仮議長 ただ今、ご紹介いただきました後藤でございます。臨時の議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、会長及び副会長の選出をいたします。

先程も事務局から話がありましたが、会長及び副会長は委員の互選により選出されることになっております。どのようにいたしましょうか。

一同 (事務局一任)

仮議長 それでは事務局から選任案を発表させていただきますので、よろしくお願ひします。

事務局 (事務局説明)

仮議長 ただ今の事務局案について、ご異議等ございませんか。

一同 異議なし

仮議長 ご異議がないようですので、会長には小田桐忠志委員、副会長には立石眞樹委員が選出されました。小田桐委員、立石委員、よろしくお願ひいたします

以上で、私の役目は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

司 会 会長のあいさつがありますので、小田桐会長よろしくお願ひします。

会 長 (あいさつ)

【協議】

- 議長（会長） それでは、弘前市少年相談センター運営協議会運営規則第3条第3項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事は、私が進行させていただきます。皆様のご協力によりスムーズな会議運営を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 事務局 それではまず、協議に先立って少年指導委員の推薦について事務局より説明させていただきます。
- 事務局 少年指導委員については、センター規則の第6条第2項に、協議会の推薦により市長が委嘱するとなっておりますので配布資料に基づき説明させていただきます。
- 議長 （配付資料説明）
- 議長 ここまで何かご質問はございませんか。
- 一同 なし。
- 議長 なければ、原案どおり推薦してよろしいですか。
- 一同 （拍手）
- 議長 ありがとうございます。原案通り推薦することといたします。
- 議長 続いて、協議①の「平成26年度弘前市少年相談センターの活動方針と実施事業計画について」協議に入ります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 （事務局説明）
- 議長 これまで事務局より説明のありました事項につきまして、ご質問等はございませんか。
- 一同 なし。
- 議長 次に協議②の「関係機関及び団体の平成26年度実施事業などについて」ですが、委員の皆様方から今年度の重点事業について自由にお話し願えればと思います。
- 委員 （委員から順番に事業等を説明）
- 議長 お話について、お聞きしたい点などありましたらぜひどうぞ。
- 鶴谷委員 保護司会の方で、学校担当保護司を配置しているということでしたが、もう少し詳しく話してください。

竹鼻委員

弘前地区保護司会・保護司として今まで学校との連携が少なかったです。更生保護というのは、犯罪や非行をした人たちの見守りが主な仕事だと考えられていました。それだけではないと思います。例えば、小学校でも中学校でも、犯罪や非行をしてしまう前の段階でそういう芽を摘み取ってあげられるのであれば、地域の住民でもある保護司として、できるだけの事をしたいと考えます。そのためには、学校との連携を密にする事だと考えています。

昨年各中学校を訪問し、まず、保護司会・保護司そのものを理解していただく事から始めました。訪問していて、ある校長先生に言われたのですが、保護司さんというのは雲の上の存在で、我々には関係ないような話をされました。そこで、ある学校の例を話しました。急に容姿に変化が見受けられる女生徒の相談を校長先生から直接保護司に連絡があり、数回にわたり、その生徒さんとの面談をした結果、服装なども正常になり、何事もなく卒業できたそうです。このように問題が見受けられたとき、学校側から相談を持ち掛けていただければ、相談に応じられるのではと提案しました。

昨年は一校から、いつでも学校に足を運んで生徒の様子を見守ってくださいと連絡を受けました。今のところは一校ですが、これからは徐々にそうなっていけるのではないかと思います。

鶴谷委員

学校の方に常駐しているのですか。

竹鼻委員

そういうわけではないです。

鶴谷委員

要請があればということですか。

竹鼻委員

ええ。たとえば学校の方から、問題のあるこういう子どもさんがいるが、どういう指導をしたらいいのかと相談を受けた場合は、学校の方に相談に行くという風にしております。昨年からです。まだ活発には活動はしていない状態です。

鶴谷委員

ボランティアですか。

竹鼻委員

そうです。あくまでも保護司はボランティアです。

議 長

ありがとうございました。

それでは、協議③「その他」に入りたいと思いますが、みなさん何かございませんか。

一 同

なし。

議 長

それでは以上で協議会は全て終了しました。これをもって議長の任を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司 会

小田桐会長には長時間にわたりありがとうございました。また、委員の皆様には慎重なる審議をいただきありがとうございました。これで本日の協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

【午後 4 時 3 2 分終了】